

受付印

法人の設立・異動等届出書 (提出用)

平成 年 月 日 作成

京 都 府 知 事 京 都 東 府 税 事 務 所 長 様 京 都 府 () 広 域 振 興 局 長		京都府の法人番号
次のとおり設立・異動等の内容について届け出ます。		
フリガナ 法人名(商号、名称)	代表者名印 (印)	
〒 登記簿の本店所在地 TEL () -		
資本金の額、出資金の額 円	主たる事業種目	
当該法人の事業年度 月 日 ~ 月 日	連結親法人の事業年度 月 日 ~ 月 日	
添付書類	・履歴事項全部証明書 ・合併契約書、分割計画書等	・定款、寄附行為等 ・連結納税書類等
	・総会議事録 ・その他	関与税理士名 TEL () -

○ 設立・異動等の内容記入欄

項目番号	変 更 前	変 更 後	事由発生日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
上記異動後の状況 1 京都府内のみに事務所・事業所がある。 3 京都府内には事務所・事業所がない。 2 京都府以外の都道府県にも事務所・事業所がある。			
< 項目番号は下記から選択してください。また8~12に該当する場合は下欄にも記入してください。 >			
1 設立	2 商号、名称の変更	3 事業年度、連結事業年度の変更	4 代表者の変更
5 支店、営業所等の設置・廃止	6 本店、主たる事務所の異動	7 法人組織形態の変更(合名会社から株式会社へ等)	8 資本金の額、出資金の額の変更
9 連結納税の適用、加入、離脱、取消し、取止め	10 合併	11 会社分割	12 解散、清算終了、継続、破産開始決定、破産廃止、終結決定
13 会社更生開始決定、更生計画承認、更生終了	14 公益法人等の収益事業の開始、廃止	15 実質本店の所在地、申告書送付先の設定、変更	16 その他(具体的に)
外形標準課税対象の有無	外形標準課税対象でない・外形標準課税対象である(普通法人で資本金の額、出資金の額が1億円超)		
申告納付期限延長承認の有無	法人税 (有(ヶ月)・無) 法人事業税 (有(ヶ月)・無)		
連結納税の場合の連結親法人	フリガナ 法人名	〒 所在地 TEL () -	
清算人、管財人等	フリガナ 氏名	〒 住所 TEL () -	解散日、清算終了日、継続日、破産開始決定日、破産廃止、終結決定日 平成 年 月 日
合併法人、分割法人	京都府の法人番号 ()	被合併法人、分割承継法人	京都府の法人番号 ()
フリガナ 法人名	フリガナ 法人名		
〒 所在地 TEL () -	〒 所在地 TEL () -		
合併期日、分割期日は → 平成 年 月 日		分割形態は → 分社型分割 分割型分割 その他 ()	

○ 届出先

- 届出書及び添付書類を裏面に記載の所管事務所へ郵送又は持参してください。(詳しくは所管事務所にお尋ねください。)
- 受付押印控えの返送が必要な場合は、返信用封筒(返信先住所等を記入したもの)及び返信用切手を必ず同封してください。



法人の設立・異動等届出書 (控 用)

平成 年 月 日 作成

京 都 府 知 事 京 都 東 府 税 事 務 所 長 様 京 都 府 () 広 域 振 興 局 長		京都府の法人番号
次のとおり設立・異動等の内容について届け出ます。		
フリガナ 法人名(商号、名称)	代表者名印 (印)	
〒 登記簿の本店所在地 TEL () -		
資本金の額、出資金の額 円	主たる事業種目	
当該法人の事業年度 月 日 ~ 月 日	連結親法人の事業年度 月 日 ~ 月 日	
添付書類	・履歴事項全部証明書 ・合併契約書、分割計画書等 ・定款、寄附行為等 ・連結納税書類等 ・総会議事録 ・その他	関与税理士名 TEL () -

○ 設立・異動等の内容記入欄

項目番号	変 更 前	変 更 後	事由発生日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
上記異動後の状況 1 京都府内のみに事務所・事業所がある。 3 京都府内には事務所・事業所がない。 2 京都府以外の都道府県にも事務所・事業所がある。			
< 項目番号は下記から選択してください。また8~12に該当する場合は下欄にも記入してください。 >			
1 設立	2 商号、名称の変更	3 事業年度、連結事業年度の変更	4 代表者の変更
5 支店、営業所等の設置・廃止	6 本店、主たる事務所の異動	7 法人組織形態の変更(合名会社から株式会社へ等)	8 資本金の額、出資金の額の変更
9 連結納税の適用、加入、離脱、取消し、取止め	10 合併	11 会社分割	12 解散、清算終了、継続、破産開始決定、破産廃止、終結決定
13 会社更生開始決定、更生計画承認、更生終了	14 公益法人等の収益事業の開始、廃止	15 実質本店の所在地、申告書送付先の設定、変更	16 その他(具体的に)
外形標準課税対象の有無	外形標準課税対象でない・外形標準課税対象である(普通法人で資本金の額、出資金の額が1億円超)		
申告納付期限延長承認の有無	法人税 (有(ヶ月)・無) 法人事業税 (有(ヶ月)・無)		
連結納税の場合の連結親法人	フリガナ 法人名	〒 所在地 TEL () -	
清算人、管財人等	フリガナ 氏名	〒 住所 TEL () -	解散日、清算終了日、継続日、破産開始決定日、破産廃止、終結決定日 平成 年 月 日
合併法人、分割法人	京都府の法人番号 ()	被合併法人、分割承継法人	京都府の法人番号 ()
フリガナ 法人名	フリガナ 法人名		
〒 所在地 TEL () -	〒 所在地 TEL () -		
合併期日、分割期日は → 平成 年 月 日		分割形態は → 分社型分割 分割型分割 その他 ()	

○ 届出先

- 届出書及び添付書類を裏面に記載の所管事務所へ郵送又は持参してください。(詳しくは所管事務所にお尋ねください。)
- 受付押印控えの返送が必要な場合は、返信用封筒(返信先住所等を記入したもの)及び返信用切手を必ず同封してください。

◎ 京都府における法人府民税・法人事業税の所管事務所一覧 (平成23年3月1日現在)

所管事務所名	課・担当名	所管の区市町村 ※1	電話番号	所在地
府庁総務部税務課	分割法人担当	※2 分割基準法人	075-414-4437 -4438	〒602-8570
	法人指導・調査担当	※2 外形標準課税法人	075-414-5147 -5148 -5149	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都東府税事務所	法人第一課	左京区・中京区 東山区・山科区	075-213-6351	〒604-8162
	法人第二課	北区・上京区 右京区・西京区 向日市・長岡京市 大山崎町	075-213-6352	京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634 カラスマプラザ21(3階)
		下京区・南区 伏見区	075-213-6353	
山城広域振興局 税務室	課税担当	宇治市・城陽市 八幡市・京田辺市 久御山町・井手町 宇治田原町	0774-23-5402	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 総合庁舎内
山城南府税出張所	課税担当	木津川市・笠置町 和束町・精華町 南山城村	0774-72-8097	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 総合庁舎内
南丹広域振興局 税務室	課税担当	亀岡市・南丹市 京丹波町	0771-22-0420	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1 総合庁舎内
中丹広域振興局 税務室	課税担当	舞鶴市	0773-62-2502	〒625-0036 舞鶴市字浜2020 総合庁舎内
中丹西府税出張所	課税担当	福知山市・綾部市	0773-22-3905	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 総合庁舎内
丹後広域振興局 税務室	課税担当	宮津市・京丹後市 伊根町・与謝野町	0772-62-4313	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 総合庁舎内
<p>※1 京都府単独法人(京都府内のみ事務所又は事業所を有する法人。外形標準課税法人を除く。)については、行政区域別に上記の事務所所で所管しています。</p> <p>※2 <u>分割基準法人(京都府を含む2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(転入転出によるものを除く^{※3})及び外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人。))</u>については、<u>府庁総務部税務課</u>で所管しています。</p> <p>※3 本府転入後他府県に事務所等を有しない法人及び他府県転出後本府に事務所等を有しない法人については※1の事務所所で所管しています。</p>				

記入の注意事項 (必ずお読みください)

- 1 法人名、氏名には必ずフリガナを記入してください。
- 2 登記簿の本店所在地と実質の本店所在地又は申告書等の送付先が異なる場合は、設立・異動等の内容記入欄を使用してその所在地、送付先等を記入してください。
- 3 登記事項の内容に異動が生じた場合は、すみやかに履歴事項全部証明書を添付して届出をお願いします。
- 4 設立、京都府への新規の転入等の場合は、履歴事項全部証明書及び定款、寄附行為等のコピーを添付してください。
- 5 合併、会社分割、法人組織形態の変更の場合は、履歴事項全部証明書以外にその法人間の異動内容がわかる書類のコピーを添付してください。
- 6 添付書類は原則として履歴事項全部証明書としていますが、登記事項がないものについては事実を証明できる書類のコピーを添付してください。
- 7 連結納税に係る内容については、法人税の申請書類、通知書等のコピーを添付してください。
- 8 本店、主たる事務所の府外転出又は府内転入や支店・営業所等の設置又は廃止の場合は、当該事業年度の申告に際し、原則として課税標準を分割する(該当都道府県すべてに申告する)必要がありますのでご注意ください。
- 9 合併(分割)の場合は、合併法人(分割法人)及び被合併法人(分割承継法人)の双方について届出が必要ですのでご注意ください。